この用紙は幼稚園より指示があった場合のみ、ご使用ください

保護者様

認定こども園島田学園付属幼稚園
園長　鈴木　和裕

出　席　停　止　の　お　知　ら　せ

お子さんは医師より学校感染症に罹患していると診断されたとの報告をいただきましたので、学校保健安全法第１９条の規定により出席を停止してください。出席停止となる病名と期間は、下表の通りです。

この処置は、お子さんに十分な休養を与え、早く病気を治すためと、他のお子さんへの感染を防ぐためためのものですので、療養期間中は欠席の扱いになりません。

なお、病気が治りましたら、下記の登園許可証明書に医師の照明を得て登園させてください。保護者の方は証明書の　組・氏名　をご記入ください。証明書は担任へ提出してください。

種	病　　名	幼　稚　園　を　休　ま　せ　る　期　間
1	感染症法一類、二類の疾病	（きわめて危険性の高い疾病）　治癒するまで
2	インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後３日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消えた後２日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽減した後１日を経過するまで
3	コレラ、細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	その他の伝染病	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで **注）その他の伝染病とは、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾病** **例）　流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）、溶連菌感染症、とびひ、伝染性紅斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、ウィルス性肝炎（Ａ型）、手足口病、ＲＳウィルス アデノウイルス**

※インフルエンザ及び新型コロナウイルスについては、それぞれ経過報告書の提出になりますので完治後の登園許可証明書の提出の必要ありません。

登　園　許　可　証　明　書

認定こども園
島田学園付属幼稚園長　様

組　氏名

１．病名

２．期間　　令和　　年　　月　　日より　令和　　年　　月　　日まで

上記の者の病気は、感染のおそれがなくなりましたので、登園しても差し支えないものと認めます。

令和　　年　　月　　日　　医師名　　㊞